明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定（一〇）　三

〔府令・省令〕
○前払式支払手段発行保証金規則及び資金移動業履行保証金規則の一部を改正する命令（内閣府・法務二）　二
○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働七）　三

〔省　令〕
○鉱害賠償供託金配当令施行規則等の一部を改正する省令（法務・経済産業一）　三
○積立式宅地建物販売業者営業保証金規則等の一部を改正する省令（法務・国土交通一）　三
○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学二五）　四
○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇八）　一六
○容器保安規則の一部を改正する省令（経済産業六三）　二〇
○航空法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通五六）　三三
○無人航空機登録検査機関に関する省令（同五七）　三三
○無人航空機操縦士試験機関に関する省令（同五八）　四四
○無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（同五九）　六六

〔規　則〕
○人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則（人事院八―一八―三二）　六九

〔告　示〕
○租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示の一部を改正する件（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　七〇
○技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する件（同三）　七一
○技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する件（同四）　七二
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示の一部を改正する件（デジタル庁四）　八一
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する件（デジタル庁・総務八）　八三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示の一部を改正する件（同九）　九〇
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（総務二三九）　九七
○二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の効力発生に関する件（外務二七九）　一〇三
○教科用図書の検定に関する件（文部科学一〇五）　一〇五
○労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件（厚生労働二四〇）　一〇六
○労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（同二四一）　一〇九
○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（同二四二）　一一〇
○労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（同二四三）　一一五
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（同二四四）　一一六
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同二四五）　一一九
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項の規定に基づき、新規化学物質の名称を公示する件（厚生労働・経済産業・環境四）　一二〇
○名古屋飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通七八四）　一二九
○船員となろうとする者に関して、国土交通大臣が定める就職促進手当等の算定方法を定める件（同七八五～七八八）　一三〇
○船員となろうとする者に関して就職促進手当の日額の算定に当たり、国土交通大臣が収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（同七八九～七九二）　一三〇

〔官庁報告〕

官庁事項
人事院規則八―一八（採用試験）第六条第二項第一号の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第一六号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二五）　一三一

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。